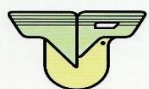


最低保障年金制度をつくろう

第3次提言(案)



組合員討議用



全日本年金者組合

1

2021年6月

2021.2.1 現在作成

なぜ、いま最低保障年金か

加速する高齢者の貧困～貧困に追い込まれる高齢者

高齢者世帯の23.1%
が年間150万未満の
所得しかない

高齢者世帯の52.2%は
年金だけで生活している

生活保護世帯の
54.1%が高齢者世帯

年金受給者の平均年金月額

◇納付期間25年以上の老齢厚生年金 144,268 円(基礎年金含む)
男性 164,770円 女性 103,159円

◇納付期間25年未満の老齢厚生年金 60,842 円(基礎年金含む)
男性 70,875円 女性 57,385円

国民年金だけの人の老齢年金(納付期間25年以上)

男性 54,014 円 女性 50,015 円

国民年金だけの人の老齢年金(納付期間10年以上25年未満)

男性 19,107 円² 女性18,969 円

出典 厚労省「令和元年度国民生活基礎調査」「令和元年度厚生年金保険・国民年金事業年報」「国民年金加入・保険料納付状況」

内閣府「令和元年版高齢社会白書」厚労省「平成30年被保護調査」

働かざるを得ない高齢者が増えている

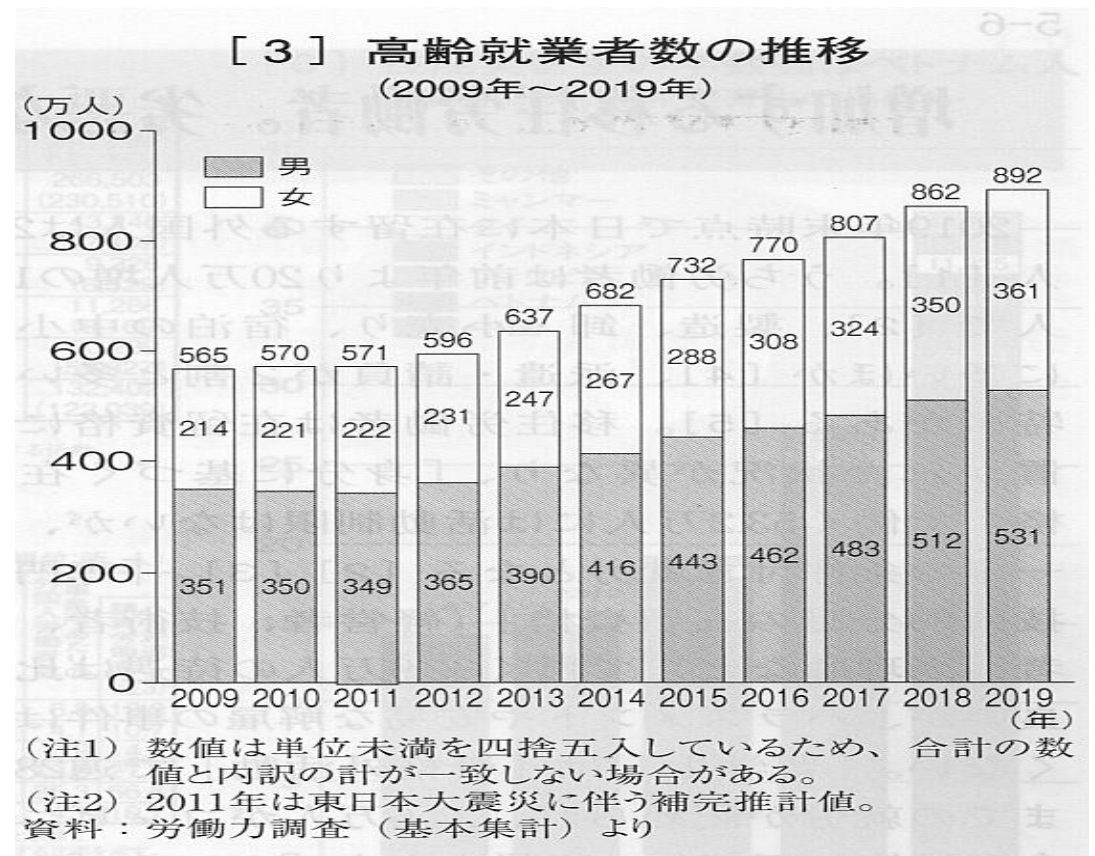
全国の無年金者 96万人
65歳以上の3%

沖縄は 18,000 人。
全国の倍の6%。

出典 厚労省「平成28年
公的年金加入状況等調査」

無年金者数（ワースト10）

	県名	人数（千人）	65歳以上人口 に占める割合 （%）
	全国	960	2.9
1	沖縄	18	6.1
2	大阪	130	5.7
3	埼玉	72	4.0
4	北海道	62	3.9
4	京都	28	3.9
4	奈良	16	3.9
7	兵庫	56	3.7
8	東京	108	3.6
9	鹿児島	16	3.2
9	福岡	42	3.2



高齢者とは65歳以上の者をいいます。

韓国を除けば、日本の高齢者の就業率は主要国の中でも高い水準にあります。

とりわけ、2009年と2019年を比較した伸び率では、日本は主要国の中でも一番多くなっています。年金が減った結果「働かざるを得ない高齢者の増加」としてもとらえる必要があります。

さらに重要なことは、高齢者の就業者の**77.3%**が非正規の職員・従業員であり、そのうちパート・アルバイトの割合が52.7%と最も高く、低賃金の労働です。

空洞化する公的年金

z

出典 厚労省「令和元年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」
「国民年金加入・保険料納付状況」

○男女の年金格差広がる

厚生年金の標準報酬月額平均は31万5千円(男子35万7千円、女子24万7千円)男女の賃金格差が年金格差へと影響しています。

○国民年金保険料を納付できない人が増えている。 51.5%の人が、満額の保険料を払えない！

第1号被保険者は1,453万人。保険料免除・猶予総数は624万人。第1号被保険者総数の42.9%
未納者数は125万人。749万人(51.5%)が満額の保険料を納付できない。

無年金者・低額年金者はさらに増える！

保険料納付者は、2015年度 886万人=第1号被保険者に占める割合53.1%、 2019年度 746万人=同51.3%。

実納付率は確実に低下している。

あまりにも低い、女性の年金

低年金は女性に集中！

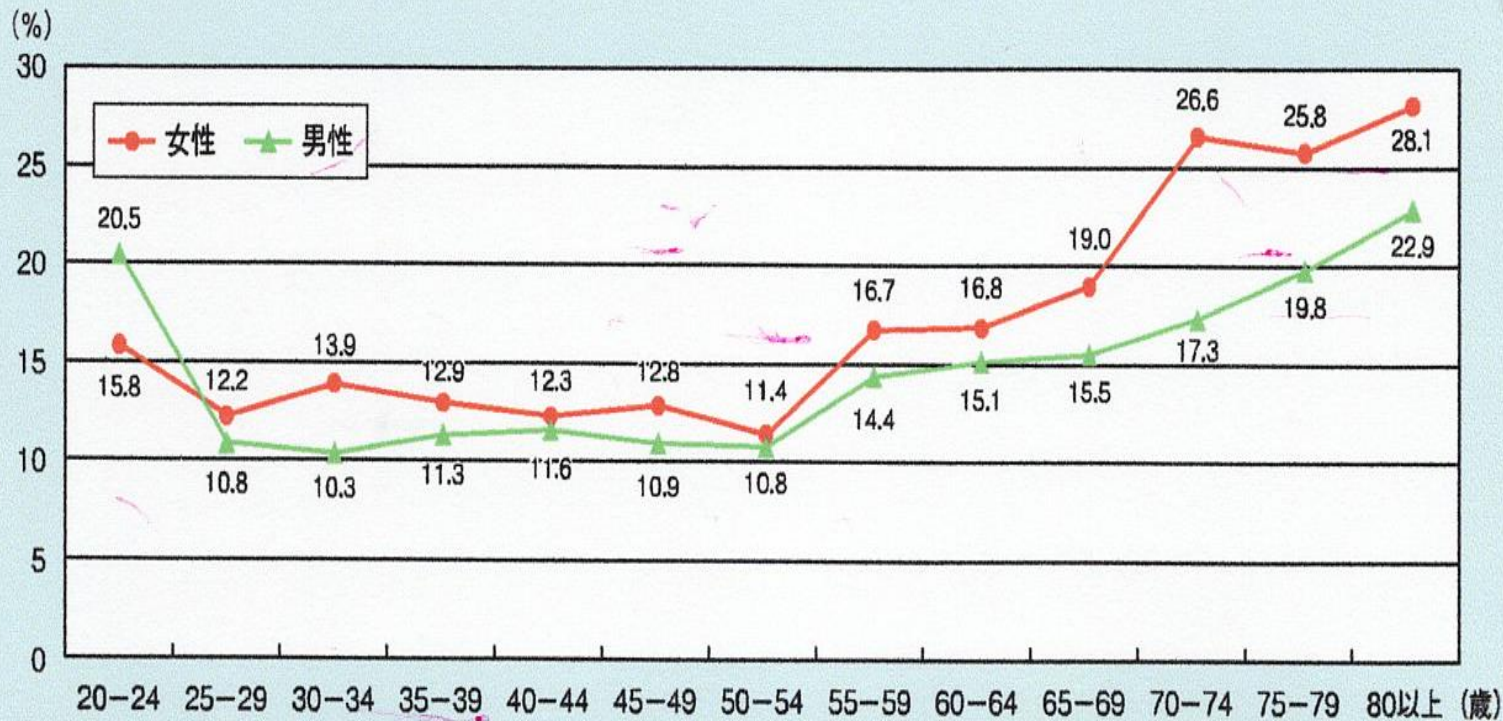
老齢年金受給権者(基礎年金含む)
の年金月額の内訳

年金月額が10万円未満の受給権者
男子は10.6% 女子は**49.9%**。
女性の年金の低さ際立つ！

国民年金しかない受給者の平均月額は50,764円。
生活保護基準以下の金額！

納付期間が25年未満の国民年金だけの受給権者
平均月額が4万円未満の人は、
男子が17.0%。女子は**79.1%**。

男女別・年齢階層別相対的貧困率



高齢者の相対的貧困率は、女性の貧困率が男性より高く、その差は高齢期になるほど拡大しています。
70～74歳で男性が17.3%に対し、女性は26.6%です。

資料：内閣府「平成23年版 男女共同参画白書」

(注)「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。

高齢者単身世帯(68歳)の生活扶助額および住宅扶助額

(円)

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
生活扶助	79,550	76,180	72,010	70,900	67,860	65,500
住宅扶助(上限額)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	133,250	110,180	115,010	105,900	99,860	97,500

安倍政権下で年金減額が繰り返されてきた

安倍政権の7年8か月で年金は実質6.4%も減額されました。
菅政権は、2021年度の年金を「年金カット法」の新改定ルールにもとづき0.1%減額し、マクロ経済スライドで削減できなかった分(マイナス0.1%)は2022年度にキャリーオーバー(持ち越し)する計画です。

若い世代の年金を直撃！

2019年財政検証
(マクロ経済スライドによる年金水準の削減)

	経済成長率 (%)	所得代替率 (%)		国民年金 (基礎年金) 部分の削減率 (%)
		2019年度	収支が均衡して削減が終了する時点 (カッコ内は終了年度)	
ケース1	0.9	61.7	51.9 (2046年度)	26.6
ケース3	0.4		50.8 (2047年度)	28.0
ケース4	0.2		46.5 (2053年度)	35.7
ケース5	0.0		44.5 (2058年度)	39.8

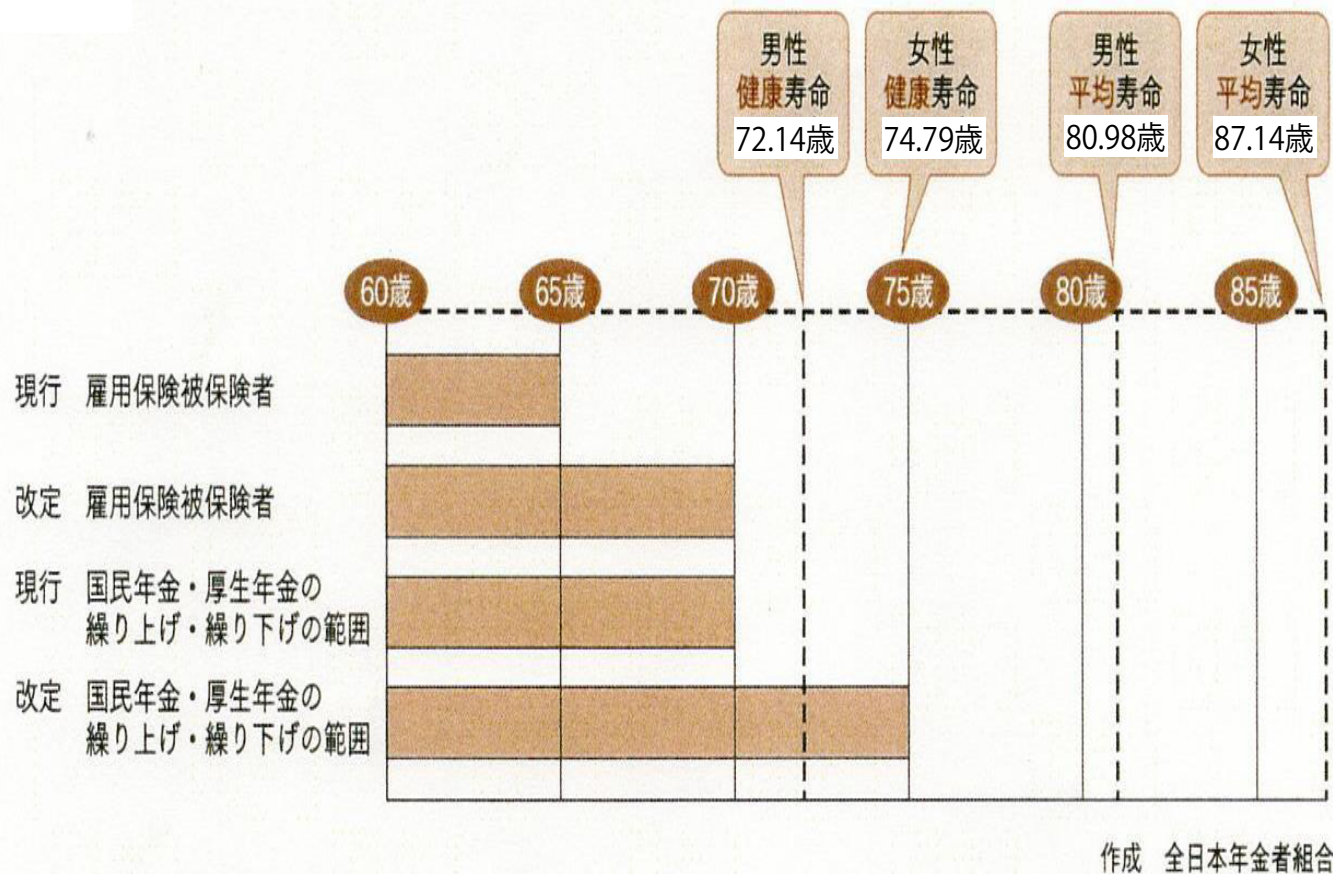
政府の財政検証で明らかに

30年後には
基礎年金が
40%も減ら
される！

※所得代替率=モデル世帯(会社員の夫と専業主婦の妻)の老齢年金受給開始時(65歳)における年金額の、現役時代の手取り収入額に対する割合

資料:「しんぶん赤旗」2019年8月28日

「死ぬまで働け社会」を許すな



政府は、マクロ経済スライドを放置したまま、年金の受給開始年齢の幅を現在の「60歳～70歳」を「60歳～75歳」に延長しました。現在でも原則65歳支給を繰り下げている人はわずか1%にすぎません。

75歳まで繰り下げれば84%増額されるという宣伝。しかし、現実には今の年金では生活ができず、働かざるをえない高齢者が増えています。

原則65歳で受給した場合に比べて、たとえば75歳で受給した人の85歳までの住民税、所得税、医療保険料等の負担は格段に増加します。

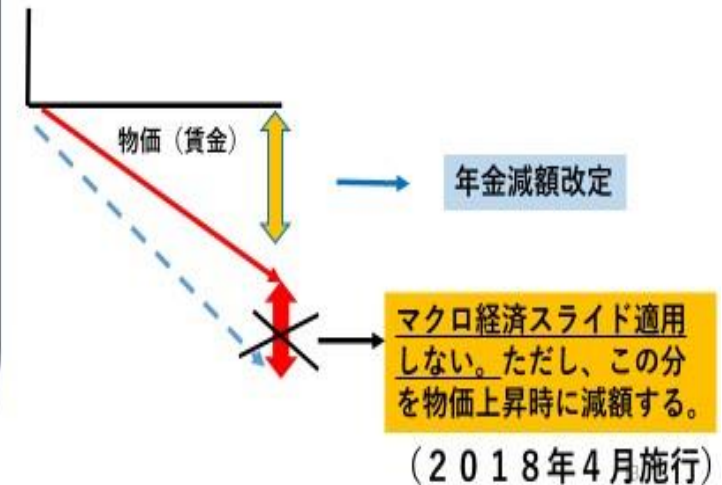
男性の平均寿命は80.98歳、女性は87.14歳。一方、男性の健康寿命は男性が72.14歳、女性が74.79歳。繰り下げをして多くの年金をもらおうと、働き続け、やっと受給できたと思ったら病気がちになる。年金を減額し続けなくて、原則65歳から安心して暮らせる年金こそ必要です。

マクロ経済スライドを廃止しよう

マクロ経済スライドとは何か、何が『強化』されたか

マクロ経済スライドの強化

マクロ経済スライドが実施できない場合、
その分を翌年度以降に繰り越し、
まとめて減らす。(キャリア・オーバー)



マクロ経済スライドは、
04年改悪で導入された「年金水準を自動的に切り下げる仕組み」

$$\text{年金額} \times (\text{物価上昇率} - \text{調整率}) = \text{次年度年金額}$$

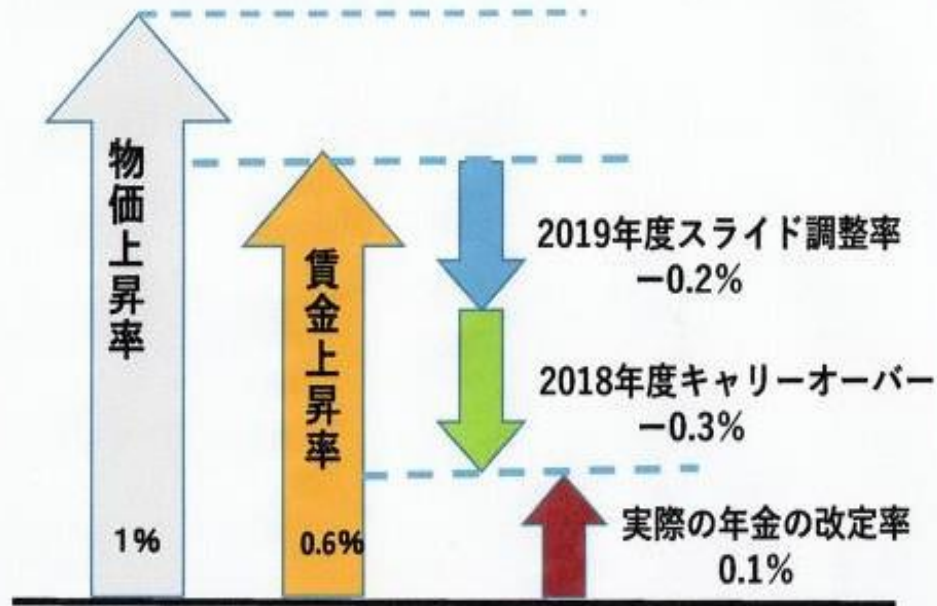
《調整率》
 保険料を納める人(現役労働者)の
 減少率(04年当時は-0.6%)と平均
 余命の伸び率(-0.3%)をもとに
 算出。
 04年当時-0.9%とされた。

マクロ経済スライドは廃止せよ

基礎年金は2043年まで
30年間下げられ続ける

スライド開始年	マクロ経済スライド終了		最終的給付削減率	
	基礎年金	報酬比例	基礎年金	報酬比例
2015年	2043年	2020年	▲29%	▲6%

2019年度の年金改定の事例



物価上昇率 1%
賃金上昇率 0.6%
2019年度スライド調整率
-0.2%
2018年度からのキャリー
オーバー
-0.3%。
 $0.6\% - 0.2\% - 0.3\% =$
0.1%

マクロ経済スライド調整率は2018年度は-0.3%、2019年度は-0.2%

マクロ経済スライドとキャリーオーバーの具体例を2019年度の年金改定でみてみます。

2018年の物価上昇率は1%。賃金上昇率は0.6%。単れ純な物価スライドなら年金額は1%増額するはずで
す。しかし、いまの仕組みではそうはならない。上昇率の低い方に合わせる。すると賃金上昇率の0.6%です。
この2019年度のマクロ経済調整率はマイナス0.2%。想定していたマイナス0.9%がマイナス0.2%になっ
たのは、主に高齢者が働き厚生年金に入り支え手が増えたからです。0.6%からまず0.2%を引く、そして
昨2018年度はマクロ経済スライドが適用されず、2019年度に持ち越された(キャリーオーバーされた)分
がマイナス0.3%で、これも引く。すると残りは0.1%。これだけしか年金は上がらない。すると物価上昇率
は1%なので0.9%は実質的に減額となってしまいました。

2021年4月以降、さらに改悪される！～年金改定ルールの変更

1 物価も賃金も上がる



2 物価は上がり、賃金は下がる



3 物価も賃金も下がる



4 物価は下がり、賃金は上がる



出典) 厚生省資料より全日本年金者組合作成

マクロ経済スライド廃止の財源(7兆円)はつくれる

1 高額所得者優遇の保険料を見直し、年金財政の収入を増やす

現在、年収1000万円程度となっている厚生年金保険料の上限額を、健康保険と同じ、年収約2000万円(月収139万円+賞与)程度まで引き上げれば1.6兆円程度の保険料収入が増えます。給付増分差し引いても1兆円規模の財源を確保できます。
なお、2020年9月から従前の標準報酬月額の上限等級(31級・62万円)の上に1等級が追加され、上限が引き上げられました(上限が32級・65万円になった)。

2 巨額の年金積立金を年金給付に活用する

年金積立金は、厚生年金、国民年金、共済年金をあわせて200兆円。日本の年金総額は約55兆円であり給付費の約4年分となります。ヨーロッパ諸国の年金積立金は、ドイツが給付費の1.6カ月分、イギリスが給付費の2カ月分、フランスが給付費の1カ月分未満などで、日本の“ためこみ”は異常です。積立金を計画的に取り崩し、高齢化のピークとされる2050年代をめどに計画的に活用していきます。

3 賃上げと正社員化を進めて、保険料収入と加入者を増やす

年金の支え手である現役労働者の賃上げと、非正規雇用の正社員化で、保険料収入と加入者を増やし、年金財政を安定化させます。

最低賃金の引き上げ、全国一律の最低賃金制度の創設、中小企業の賃上げ支援予算の大幅増額などで「8時間働けばふつうに暮らせる社会」にするための改革をすすめます。

最低保障年金制度は世界の流れ

最低保障年金制度は、世界の流れになっています。国によって名称は違いますが、無拠出、全額国庫負担の基準でみると、オーストラリア、クェート、ニュージーランド、タイ、デンマーク、フランス、アイルランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スペイン、スウェーデン、アルゼンチンなどで実施されています。

また、無拠出の税による高齢期の所得保障としては、韓国、マレーシア、ベルギー、イタリア、イギリス、アメリカなどで行われています。他にも公的扶助として高齢期を支えている国は多くあります。

発展途上国でも、南アフリカ共和国なども最低保障年金制度をもっています。発展途上国では、貧困の中に取り残されている高齢者の問題が深刻になっており、貧困の解決手段としての国庫による最低保障年金制度が注目されています。

社会保障費の国際比較

日本の社会保障財源は、構成比でみた場合、先進諸外国と比べて、公費負担、事業主負担があまりにも少なすぎます。公費負担(消費税・その他の税)でいえば、スウェーデンが50.9%、イギリスが50.6%に対し、日本は35.3%にしかすぎません。事業主負担は、フランスが41.2%、スウェーデンが38.0%に対し、日本は23.6%です。一方、被保険者本人負担は、スウェーデンが9.1%、イギリスが10.1%、日本は26.4%と極端に高くなっています。

最低保障年金制度をつくろう



- ①すべての日本国在住者を対象とする
- ②日本に**10年**在住で支給する
- ③ひとり**8万円(月額)**とする
- ④65歳から支給する
- ⑤すでに収めた国民年金・厚生年金保険料納付分は2階部分の新国民年金・新厚生年金として支給する
- ⑥現在の基礎年金の国庫負担分と企業負担分は最低保障年金の財源にあてる

最低保障年金制度は、まず最低保障年金を土台に据えます。これがいわば1階です。

1. 最低保障年金を受給する三つが支給要件

- ① すべての日本国在住者が対象になる
- ② 日本に10年以上住んでいる
- ③ 65歳から支給する

2. 支給額 ひとり月額8万円を支給

- ①財源は消費税に頼らず、国庫負担と事業主負担で賄う。保険料は取れません。
- ② 現在の基礎年金の国庫負担分と企業(事業主)負担分は最低保障年金の財源に充てます。
- ③最低保障年金制度の発足前に収めた国民年金保険料は、2階部分の新国民年金として支給します。厚生年金保険料は、2階と3階の新厚生年金として支給します。

第3次提言の公的年金の種類

制度は、最低保障年金、新国民年金、新厚生年金の三種の種類になる。

年金給付には、老齢給付、障害給付、遺族給付の三つがある。

	高齢(65歳)になったとき	障害者になったとき	親や配偶者を亡くしたとき
国庫負担	老齢保障年金	障害保障年金	遺族保障年金
保険料負担	老齢国民年金 老齢厚生年金	障害国民年金 障害厚生年金	遺族国民年金 遺族厚生年金

新国民年金・新厚生年金の加入者と保険料

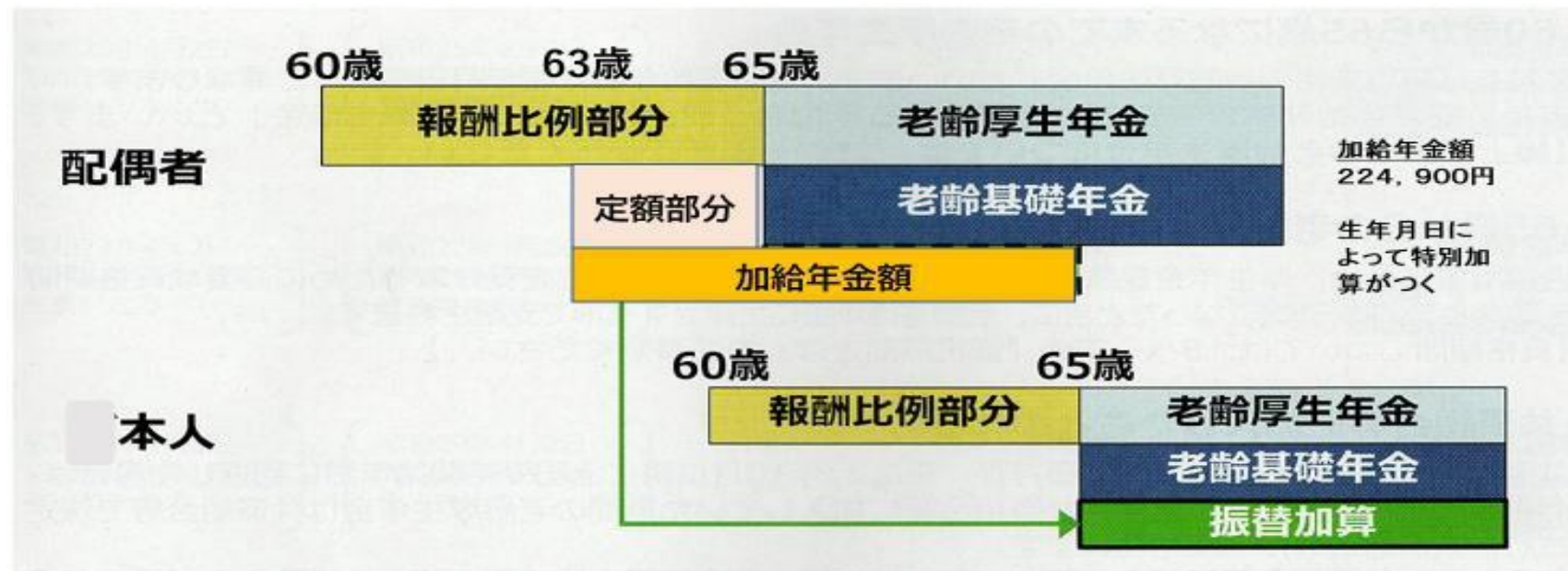
1. 新国民年金と新厚生年金は、最低保障年金が1階部分だとすると、2階部分になります。
2. まず、新国民年金です。加入者(被保険者)は20歳以上65歳未満の人です。65歳未満にしたのは年金支給開始年齢が65歳であること、平均寿命、健康寿命が伸びたためです。そして、国籍要件はありません。厚生年金加入中は国民年金に入りません(二重加入はしない)。保険料は非課税世帯は免除します。免除期間は納付期間と比べ半分にありますが、最低保障年金と合わせれば生活扶助額を上回るようにします。保険料は現在のような定額制ではなく「応能負担」で設定します。
保険料率は、現行厚生年金の料率の半分程度(9.15%)とします。
3. 新厚生年金は、法人または個人事業主に使用される人はすべて加入します。2か所以上に勤めている人はすべて合算した額で標準報酬月額を決め、その額にもとづき保険料を負担します。保険料率は現行と同じ(18.3%)にします。ただし、65万円以上の標準報酬月額の人(健康保険の上限139万円)に引き上げます。保険料は、事業主7割、被保険者3割の負担割合。小規模事業所は事業主5割、被保険者3割、国2割の負担割合にします

第3次提言は、第2次提言の何を改善したか。

- 2次提言になかった障害年金、遺族年金まで踏み込み明らかにしました。
 - 現在の障害基礎年金の障害等級は「1級・2級のみ」を、新たに「**3級**」を加える。
 - 現在の遺族基礎年金の受給対象者は「母子・父子世帯」だが、「**親の死亡により子に支給**」にする。
 - 現在の遺族厚生年金の受給対象者は「配偶者、子、父母、孫、祖父母」だが、「**配偶者と子**」に限る。
- 国民年金の加入期間を現在の「20歳以上60歳未満」を「20歳以上**65歳未満**」とします。
- 年金受給開始年齢を60歳から65歳にした理由は以下の通りです。
 - 現行制度が65歳支給であること、
 - 日本の雇用制度が60歳定年制から、再雇用・再任用制度を導入し実質65歳までの雇用制度を採用している省庁・企業が圧倒的多数となっていること。
 - 日本の健康寿命(男性72.14歳、女性74.79歳)、平均寿命(男性81.25歳、女性87.32歳)が延びていること。
 - 国際基準が65歳となっていること。
社会保障の最低基準に関する条約(第102号)の第26条2項で「老齢給付年齢を65歳より高い年齢とする」となっている。
 - 現業・変形労働時間制・重激な業務については、雇用との接続で60歳支給も検討する。
- 厚生年金の定額部分の上限は、現在の「480月上限」を「**540月上限**」とし、国民年金に合わせます。
老齢厚生年金の最低保障額は現在の制度は規定が不十分。平均標準報酬額に上限・下限を設定する。
- 年金の支払いは、現在の2か月に1回を、**毎月支給**にします。
- 物価スライドは、現在は、原則上昇・下落に応じて行なうが、**下落の時は上昇するまで据え置きます**。

60歳以降の老齢厚生年金と振替加算

<参考>



振替加算の額 224,900円～15,068円(2020年度価格)
昭和41年4月1日後に生まれた人にはつかない。

出所) 厚生労働省資料より作成

2

上図は、厚生年金の期間が1年以上あり、老齢基礎年金を受けられる昭和20年4月2日～昭和22年4月1日に生まれた男性(昭和25年4月2日～昭和27年4月1日に生まれた女性)が受給している年金の形です。

60歳から特別支給の老齢厚生年金の「報酬比例部分」だけを受給します。

63歳になると「報酬比例部分」と「定額部分」を受給します。

そして、65歳になると「報酬比例部分」は「老齢厚生年金」になります。「定額部分」は「老齢基礎年金」になります。

「老齢基礎年金」の額がそれまで受給していた「定額部分」より少ない場合は差額が「経過的加算額」として給付されます。

上図の中の加給年金額は、配偶者の厚生年金(共済年金を含む)の加入期間が20年以上であり、本人の厚生年金(共済年金を含む)の加入期間が20年未満のとき、本人が65歳になるまで配偶者の年金に加算されるものです。本人が65歳になると配偶者に付いていた加算は無くなり、代わりに本人の年金に振替加算が付くようになります。

最低保障年金

現在との比較 ⇒ 自営業者・低年金者の場合



自営業者や低額年金者の場合

現在は、

老齢基礎年金は満額(40年保険料納付)で781,700円(月額約6.5万円)。
この基礎年金の国庫負担額は給付費の1/2~1/3。未納期間は年金額には反映しない。
保険料が払えない場合は免除申請の手続きをしなければならない。

40年(480月)納付し65歳になれば満額もらえる。今までは納付もしない、免除手続きもしない場合は未納(滞納)期間になり、年金額には反映されない。

最低保障年金制度になれば、

最低保障年金は、毎月8万円支給する。保険料負担はなく全額国庫・事業主負担。支給要件を満たせば誰でも満額支給される。

老齢国民年金は、保険料を納付した期間に応じて年金が支給される。

基礎年金の国庫負担はどう変わったか

昭和60(1985)年に現行制度に「基礎年金」が導入された際、基礎年金(老齢・障害・遺族)給付費の3分の1を国庫(税金)で負担することとされました。その後、少しずつ引き上げられ、平成21(2009)年に2分の1に引き上げられました。上記図で「給付費の1/2~1/3」と記載しているのは国庫負担に二つの時期があったということです。

今まで無年金だった人

(保険料納付月数が不足などで、年金を受けていない人)

65歳以上でどんな年金も受けていない人



老齢保障年金
(月額8万円)
老齢国民年金
老齢厚生年金

老齢保障年金の他に収めた分だけ上乗せ支給

65歳未満で障害等級3級以上なのに障害年金を受けていない人



障害保障年金
(月額8万円)
障害国民年金
障害厚生年金

障害保障年金の他に収めた分だけ上乗せ支給

老齢国民年金 = $1630 \times 1/2 \times \text{保険料納付月数}$ (免除期間は0.5か月分として)
老齢厚生年金 = 定額部分 $\times 1/2$ + 報酬比例部分

いままで無年金だった人

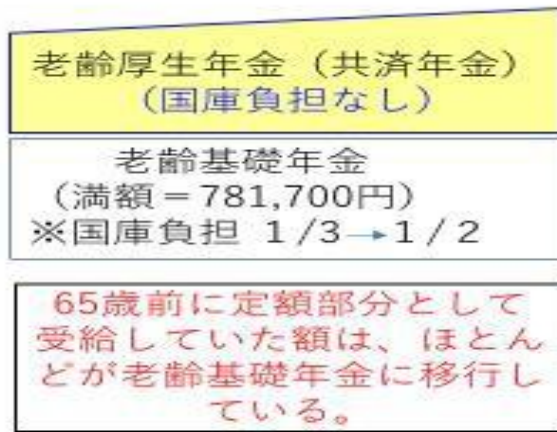
65歳以上でどんな年金も受けていない人は、老齢保障年金(月額8万円)を支給する。

国民年金保険料、厚生年金保険料を納めた期間がある場合は、その期間分、新国民年金または新厚生年金として支給します。

また、65歳未満で障害等級3級以上なのに障害年金を受けていない人は、障害保障年金を支給します。2級を基準(月額8万円)として、1級は1.25倍、3級は0.75倍になります。

最低保障年金 厚生年金・共済年金の場合

いまの制度



最低保障年金ができれば

平均標準報酬月額及び被保
険者期間に応じて老齢厚生
年金（定+報）

最低保障年金（96万円）

- ① 毎月8万円支給
- ② 全額国庫負担

昭和61年前と同じく65歳以
降も定額部分として支給。た
だし、現行の基礎年金国庫負
担額は最低保障年金に移行す
る。

2

厚生年金の場合

現在は、

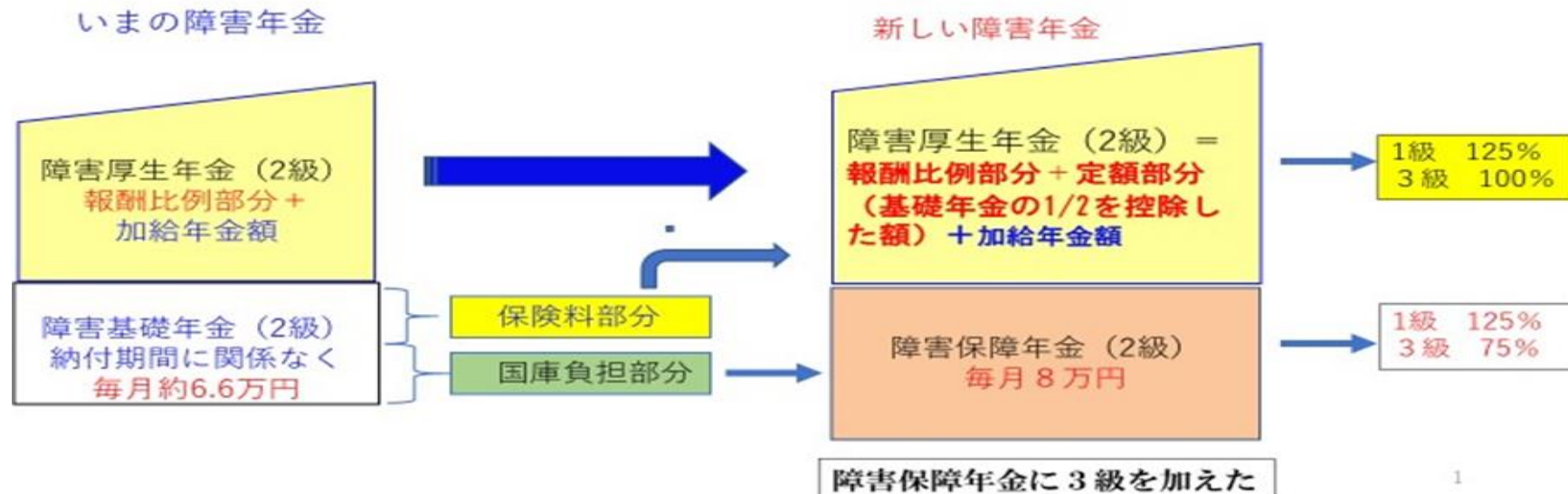
1階が老齢基礎年金、2階が老齢厚生年金。共済組合だった人は2階は退職共済年金になっています。老齢厚生年金・退職共済年金には国庫負担はありません。65歳前に「定額部分」として受給していた額は、ほとんどが老齢基礎年金に移行しています。

最低保障年金制度では、

まず1階が最低保障年金になります。そして、2階が新老齢厚生年金。この新厚生年金も定額部分と報酬比例部分があり、平均標準報酬月額と被保険者期間に応じて支給されます。

1986年(昭和61)前、つまり現在の「二階建て年金制度」ができる前と同じく、65歳以降も定額部分として支給します。ただし、現行の国庫負担額は最低保障年金に移行するので控除します(支給しません)。

障害年金はどう変わるか



障害年金の場合

現在の障害年金は、

障害等級1・2級の場合、1階の障害基礎年金と2階の障害厚生年金で構成されます。

障害基礎年金(2級)は納付期間に関係なく、毎月6.5万円。

障害厚生年金(2級)は報酬比例部分に配偶者加給年金額が加算されます。

最低保障年金制度では、

1階部分として障害保障年金を支給します。障害等級2級が基準額で月額8万円、1級は125%、3級は75%。

3級を加えたのが新しい点。2階が障害厚生年金で、報酬比例部分と定額部分で構成されます。定額部分は「基礎年金額の1/2を控除した額」。基礎年金額の1/2は最低保障年金の財源になります。これに配偶者加給年金額が加算されます。

新障害厚生年金も2級を基準に1級は125%、3級は2級と同額です。

遺族厚生年金はどう変わるか

現行制度

	妻40歳		妻65歳
遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金
	中高齢の加算 586,300円(定額)	経過的寡婦加算	経過的寡婦加算
		妻本人の 老齢基礎年金	妻本人の 老齢基礎年金

第3次提言

	妻40歳		妻65歳
$1630円 \times 国民年金納付月数 \times 1/2 \times 3/4$			
遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金
	中高齢の加算 586,300円(定額)	経過的寡婦加算	経過的寡婦加算
		妻本人の 老齢基礎年金	妻本人の 老齢基礎年金

経過的寡婦加算については、生年月日によって額が異なる

遺族厚生年金

現行の遺族厚生年金は、

妻が40歳になったときに65歳になるまで中高齢の寡婦加算(586,300円)がつきます。そして妻が65歳になったときに遺族厚生年金に加えて、妻本人の老齢基礎年金に経過的寡婦加算がつきます。経過的寡婦加算額は生年月日によって異なります。

最低保障年金制度では、

妻が40歳になったときに65歳になるまで中高齢の寡婦加算(586,300円)がつき、妻が65歳になったときに遺族厚生年金に加えて、妻本人の老齢基礎年金に経過的寡婦加算がつくこと、経過的寡婦加算額は生年月日によって異なること。ここまでは現行制度と同じですが、加えて、妻に国民年金の加入・納付期間がある場合は、基礎年金の満額の単価の1/2に3/4を乗じた額を支給します。

最低保障年金の財源をどうつくるか

1 大きな枠組み

I 必要とされる財源	約 37.1兆円
(1)老齢保障分(65歳以上3,514万人)	(1)34.0兆円
(2)障害・遺族保障分(65歳以上除く)	(2) 3.1兆円
II 現行制度で支出されている分	約 17兆円
(1)現行の国庫負担額(基礎年金)	(1)約12.4兆円
(2)事業主負担額(厚生年金)	(2) 約4.6兆円
III 新たに捻出する額	約 20.1兆円
約37.1兆円 - 約17兆円 = 約20.1兆円	

2 新たに捻出する財政確保の方向

考え方の基本

- ① 現行財政の大企業・富裕層優遇の税制をあらため、「**応能負担**」の原則を徹底する。
- ② **所得再配分機能**を強化し、現行財政の無駄を削減する。

日本社会保障運動に刻む歴史的たたかい

「年金下げるな！」12万6千人の行政不服審査請求のたたかい 怒りの裁判運動—全国いっせい提訴、39地裁、原告 5,297 人、弁護団300人

2013年10月から開始された「特例水準の解消」と称した「2.5%の年金削減」に対して、12万6千人が行政不服審査請求に立ち上がりました。日本の社会保障運動のなかでも最大規模の不服審査請求運動です。請求の却下に対し再審査請求を経て、2015年5月に全国でいっせいに提訴、44都道府県、39地裁でたたかい、原告は 5,297 人にのぼりました。

この年金裁判は、これまで25地裁で大学教授や研究者12人が憲法25条違反等について、労働組合の役員21人が「世代間公平論」批判や安心できる年金制度について、原告本人尋問では118人がそれぞれの人生と暮らしについて語りました。(2020年10月15日現在)この運動は広範な高齢者、年金受給者の心をとらえ、日本社会保障史上歴史的たたかいとして前進しています。

年金減額は国連「社会権規約」違反！

申恵丰教授は、2020年9月長野地裁で「年金減額は国連の社会権規約違反」と証言し、年金減額が日本も批准している国際人権規約にも違反していると明らかにしました。

申恵丰(しんへぼん)教授は、日本の国際法学者。博士(法学)。
青山学院大学法学部・大学院法学研究科教授。
国際人権法学会事務局長を経て理事長。



国連社会権規約委員会等が日本政府に勧告

「最低保障年金を導入せよ」「男女不平等を改善せよ」

委員会は、締約国が最低年金を公的年金制度に導入することを勧告する。さらに、委員会は年金制度に存続する事実上の男女不平等が最大限可能な限り改善されることを勧告する。(2001年)

委員会は締約国に対して要請した、公的年金制度に最低保障年金を導入するという 前回の勧告を再度表明する。また、委員会は、締約国に対して、公的な福祉的給付の 申請手続きを簡素にするため及び申請者が尊厳を持って取り扱われることを確保するための措置を講じることを要求する。

(2013年)

国連・女性差別撤廃委員会の「日本定期報告に関する総括所見」

41. 委員会は締約国に対し、貧困削減と持続可能な開発をめざす努力を強化することを求める。委員会はさらに、締約国がシングルマザー・寡婦・障 女性・高齢女性のニーズに特別の関心を払い、年金制度をこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものに改革するよう要請する。

(2016年)

■ILO102号条約(社会保障・最低基準条約)。厚生年金受給者は、「年金受給資格年齢の妻を有する男子の標準的な受給者の年金は、30年拠出した場合、従前所得の40%以上とすること」。また、国民年金受給者は、「年金受給資格年齢の妻を有する男子の標準的な受給者の年金は、20年居住又は30年拠出した場合、『普通成年男子労働者』の賃金の40%以上とすること」。条約を批准した²国には条約遵守義務があり、条約違反していると、国内法を改正しなければならない(日本は1976年2月2日に批准)。

市民と野党の共闘で連合政権をつくろう

2020年9月、市民連合が総選挙に向け立憲野党に15項目にわたる「政策要望書」を提出しました。自公政権に代わる国民のための政府ができれば、最低保障年金制度創設へと大きく踏み出すことができます。

- I 憲法に基づく政治と主権者に奉仕する政府の確立
- II 生命、生活を尊重する社会経済システムの構築
- III 地球的課題を解決する新たな社会経済システムの創造
- IV 世界の中で生きる平和国家日本の道を再確認する

憲法25条

社会保障制度は国民の権利！

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

老人福祉法第2条

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする。

1950年の社会保障制度審議会の勧告

- ①平和的(憲法9条)生存権(憲法25)に基づく勧告
- ②社会保障の体系と国の責任で行われるべきもの
(医療・年金、介護、雇用・労災、生活保護、児童、老人、障害者支援等)

大きな年金者組合をつくろう



全日本年金者組合綱領

日本国憲法は、すべての国民が個人として尊ばれ、平和のうちに生存する権利を保障しています。

私たち全日本年金者組合は、この憲法の理念を守り発展させ、より自由により豊かに生きていける社会をめざします。

私たちは、高齢者をはじめすべての人にひらかれた組織として、思想・信条の違いをこえ団結して行動します。

- (一) 私たちは、要求で結集し、みんなの力を出し合ってその実現をはかり、心身ともに健康で楽しい高齢期をつくり出します。
- (二) 私たちは、国と大企業の責任ですべての国民が健康で文化的な生活を保障されるよう、年金・医療・介護・福祉など社会保障制度の確立をめざします。
- (三) 私たちは、全国の地域に根をはり、地域を基礎に運動をすすめます。
- (四) 私たちは、労働組合をはじめ要求で一致するすべての団体と共同し、世界の高齢者や働く人とも手を取りあつてすすみます。
- (五) 私たちは、核兵器のない平和・中立の日本を建設し、美しい地球を子や孫に残します。
- (六) 私たちは、日本の政治、経済、教育、文化の民主化のために力をつくします。

第8回大会(1996年6月)決定

要求運動を大きく広げ、全市町村に支部、まちづくり

—— 20万人の組織をつくろう！

高齢者の誇りと尊厳を取り戻そう！